

徳島県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	休止年月日
トマト調剤薬局池田店	三好市池田町シマ八五二一	株式会社徳島共和薬品	令和四年四月一日
杏和医院	吉野川市鴨島町西麻植字麻植市四〇六	医療法人杏和医院	同 五月一日